

## 農地法第3条許可申請添付書類一覧

ア 許可申請書（様式第1号）

イ 添付書類（証明書類は、申請前3か月以内のものとする。）

書類の内容	書類の種類	備考
1 申請地に関する 書面	<input type="checkbox"/> 1 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)	3か月以内に発行されたもの 原本とコピー両方をお持ちいただければ原本還付いたします（法務局）
	<input type="checkbox"/> 2 位置図	縮尺1/5000～1/25,000又は動態図
	<input type="checkbox"/> 3 公図の写し	
2 譲受人に関する 書面	<input type="checkbox"/> 1 住民票	買受人、賃借人、受贈者
	<input type="checkbox"/> 2 営農計画書	同一世帯内等における移転の場合は 不要
	<input type="checkbox"/> 3 誓約書	
	<input type="checkbox"/> 4 農業経営の実態証明	流山市外に在住の方
	<input type="checkbox"/> 5 経路図	自宅から申請地までの経路を示し、 距離・所要時間・通作手段を記入
	<input type="checkbox"/> 6 その他	法人、単独申請の場合、別途書類要
3 譲渡人に関する 書面	<input type="checkbox"/> 1 住民票	売渡人、賃貸人、贈与者 住所移転の場合は、戸籍の附表等の変更証明書
	<input type="checkbox"/> 2 登記名義人が死亡している 場合には、相続を証する 書面	①相続関係図 ②戸籍謄本、除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本 ④遺産分割協議書又はこれに代わる べき同意書等の書面
4 その他	<input type="checkbox"/> 1 委任状	代理申請の場合 委任者の署名（自署）又は記名押印が 必要

\* 申請内容により、上記のほかに添付書類が必要になります。

・申請地が耕作されていない場合及び譲受人が申告している農地すべてが耕作されていない場合は許可できませんので、申請を受け付けません。

- ・申請書受付月の10日までに、農業委員会事務局に事前相談をお願いします。（申請書および添付書類の写しを提出してください。）
- ・申請の受付期間は、農業委員会総会開催（予定）日をご参照ください。